

## 地 域 再 生 計 画

### 1 地域再生計画の名称

『豊かな自然を活かしたまちづくり』

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県、<sup>ちづちよう</sup>智頭町

### 3 地域再生計画の区域

鳥取県八頭郡智頭町の全域

### 4 地域再生計画の目標

智頭町は、鳥取県の東南に位置し、南と東は岡山県に接している。周囲は1,000m級の中国山脈の山々が連なり、その山峡を縫うように流れる川が合流し、千代川となり、日本海に注いでいる。その昔から、長い歳月を経て、あの鳥取砂丘の砂を育んだ源流の町である。町の総面積の9割以上が山林で、スギをはじめとする見渡す限りの緑が一面に広がっている。春には、ソメイヨシノ、シャクナゲ、ドウダンツツジ、夏には清涼な緑が、秋には紅葉、そして冬には雪化粧と1年を通じて美しい自然があふれている。

智頭林業の植樹の歴史は350年以上といわれ、町内には「慶長杉」と呼ばれる樹齢300年以上の人工林が残り、吉野・北山に並ぶ歴史ある林業地として全国的に高い評価を受けてきた。しかし、近年、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足により林業が衰退傾向にある。

智頭町は、鳥取池田藩が参勤交代で宿泊する鳥取県最大の宿場町として栄えた。現在、一般公開されている石谷家住宅（国重要文化財）は智頭の宿場町の中心に位置し、当時は大庄屋を努めていた。また、日本の山村集落の原風景を残す板井原集落（伝統的建造物群保存地区）の景観の保全及び継承を行いながら、それらをガイドするボランティアガイドをはじめ、源流域や歴史の道、国立公園那岐山などのトレッキングをはじめ、様々な体験観光を実施し、多くの人に楽しんでいただける観光地を目指している。

しかしながら、智頭町は町道と林道の整備が遅れており、地域住民の日常生活上の利便性の問題と地域の観光資源のネットワークが整備されていないことなどが大きな課題となっている。

林業では、人工林面積13,627haで人工林率78%に達しているが、その多くは戦後の拡大造林に植栽されたが、除間伐などの保育施業が必要な

状態となっている。しかし、林業経営の状況をみると長引く木材不況や投資期間が長期にわたること、さらに生産コスト高が依然として改善されていない状況などから林家の経営意欲を低下させており、木材生産を目的とした森林施業を展開し間伐等による収入を確保する取り組みが重要となってきている。

このため、林道、作業道等の路網整備による、生産コスト及び労働強度の低減を図ることが必要となっており、これまでに整備してきた林道の活用と併せ、県道、町道等を含めた林内路網の整備をすることにより、間伐等の施業を効率的に行うためのネットワーク化を図る。さらに、町道天木線を整備することにより、天木周辺に整備される予定の森林セラピーロードへの利便性向上と観光客増加が期待できる。これにより、智頭町は深い緑の森と豊富な清流があることで、「豊かな自然を活かしたまちづくり」をテーマに地域の再生を図ることとする。

#### (目標1) 森林の振興による活性化

林道、作業道等の路網整備を行い、森林整備の効率化等により木材生産コストを低減し、森林整備を促進することで、林業の振興及び地域産業の安定化を図る。

- ・林道因美線（利用区域内の森林施業面積を10パーセント増加）

現況(平成21～25年度)122ha→目標(平成27～31年度)135ha

- ・林道箆山線（利用区域内の森林施業面積を10パーセント増加）

現況(平成21～25年度)60ha→目標(平成27～31年度)66ha

#### (目標2) 緊急時の迂回路

台風等の大雨により、県道津山智頭八東線が被災した場合の迂回路として林道因美線が迂回路として役割を果たす。(平成23年9月の台風12号により通行止め)

#### (目標3) 危険箇所の解消

現況(平成26年度)2箇所→目標(平成28年度)0箇所

#### (目標4) 観光振興

町道天木線を整備することにより、天木周辺に整備される予定の森林セラピーロードへの利便性と観光客が期待できる。

森林セラピーロードの利用者数(年間) 現況(平成26年度)0人→目標(平成28年度)500人

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

林道因美線、箆山線と併せて作業道を整備し、路網の整備を図ることで間伐等を中心とした森林整備を促進する。また、平成23年9月の台風12号のような災害時には迂回路として林道因美線が役割をはたすことが期待できる。

また、町道天木線を整備することにより、天木周辺に整備予定の森林セラピーロードへの利便性が期待できるため、アクセス改善による観光資源の活性化を図る。あわせて、待避所を整備し緊急車両等の交通安全上の問題や地域住民の利便性の問題解消を図る。

### 5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

### 5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・林道 森林法による千代川地域森林計画（平成23年策定）  
林道因美線、林道箆山線
- ・町道 道路法に規定する町道に認定済み（ ）内は認定年月日  
町道天木線（昭和57年3月26日）

[施設の種類] [事業主体]

- ・林道 鳥取県
- ・町道 智頭町

[事業区域]

- ・智頭町

[事業期間]

- ・林道 平成27年度～平成31年度
- ・町道 平成27年度～平成28年度

[整備量及び事業量]

- ・林道 2,910m、町道 172m
- ・総事業費 680,000千円（うち交付金 340,000千円）  
林道 650,000千円（うち交付金 325,000千円）  
町道 30,000千円（うち交付金 15,000千円）

### 5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「豊かな自然を活かしたまちづくり」を達成するためには、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 森林整備地域活動支援事業

内 容 森林所有者等が行う森林経営計画作成促進のための活動、施業集約化促進のための活動及び森林経営計画作成等の条件整備のための支援で、対象森林内に存する作業路及び対象森林に到達するまでの作業路網の改良に対して支援する。(林野庁支援事業)

実施主体 森林所有者、森林組合等

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(2) 森林環境保全整備事業

内 容 面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体的となった森林作業道の整備に対して支援する。(林野庁支援事業)

実施主体 森林所有者、森林組合等

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

(3) 森林セラピー事業

内 容 智頭町の90%以上を占める森林資源を活用し、住民の健康増進はもとより、都市住民との交流・誘客・企業提携などによる地域の活動創造と疎開の町としての癒やしの里づくりを進める。(智頭町単独事業)

事業主体 智頭町

実施期間 平成27年4月～平成32年3月

5-5 計画期間

平成27年度～平成31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度

終了後に鳥取県及び智頭町が必要な調査等を行い状況を把握する。

事業評価の際は、目標達成状況及び事業効果について、共同で評価する。

#### 6-2 目標の達成状況にかかる評価の時期を行う内容

評価の時期は目標年度の翌年度の平成32年度とし、中間の平成29年度においても、その達成状況を確認する。

	H25年 基準年	H29年 中間目標	H31年 最終目標
目標1 森林施業面積の増加			
因美線	122ha	127ha	135ha
竈山線	60ha	62ha	66ha
目標2 緊急時の迂回路	—	—	—
目標3 危険箇所解消	2箇所	0箇所	0箇所
目標4 森林セラピーロード利用者数	0人	200人	500人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
森林施業面積の増加	鳥取県の森林環境保全整備事業データより
森林セラピーロード利用者数	過去の利用実績データにより

#### 6-3 目標の達成状況にかかる評価の公表

6-1で評価した内容を鳥取県及び智頭町のホームページにより公表する。

#### 7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

#### 8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

#### 9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし